

## 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅲ-4-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-4-1) 基本目標Ⅲ:労働者が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:安定した労使関係等の形成を促進すること						担当部局名	労働基準局労働関係法課 中央労働委員会総務課	作成責任者名	労働関係法課長 田村 雅 総務課長 山本 博之		
施策の概要		<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)や労働関係調整法(昭和21年法律第25号)等により、          - 厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。          - 労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。          - 労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。          - 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。          とされている。</p>											
施策実現のための背景・課題		1 安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。											
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由						
		目標1 (課題1)	集団的労使法制の普及を図るとともに、不当労働行為事件の迅速な処理等を通じて労使紛争の迅速かつ適切な解決を図る。					安定的な労使関係の形成のためには、集団的労使法制への理解が必要であるとともに、労使紛争の迅速かつ適切な解決が必要であるため。					
達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	労使関係が「安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合(アウトカム)		85%	毎年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					85%	85%	85%	85%	85%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本指標を測定することで、日本国内において集団的労使関係が安定的に推移しているかどうかが直接的に確認できると考えている。</li> <li>・ 厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)期間にあたる平成24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は85%を目標とし、同計画(第4期)期間にあたる平成29年度から令和2年度は毎年度85%を目標としていたことから、令和3年度においても引き続き、85%を目標とする。</li> <li>・ なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。</li> <li>(参考1)労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html</a></li> <li>(参考2)平成29、30年度、令和2年度の調査対象:労働組合、令和元年度の調査対象:使用者(事業所、労使コミュニケーション調査)</li> <li>(参考3)平成27年度実績:88%、平成28年度実績:90%(調査対象はいずれも労働組合)</li> <li>(参考4)令和2年度実績90%は分母:民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合で、一定の方法により抽出した労働組合のうち調査への有効回答数、分子:労使関係が「安定的に維持されている」と認識している本部組合及び労働組合の数から算出したもの。</li> </ul>			
2	新規申立事件の終結までの平均処理日数(アウトプット)		1年3か月以内	毎年	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					438日	443日	493日	435日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当労働行為事件の審査については、事件の迅速な処理のため、平成16年の労働組合法の改正により、労働組合法第27条の18において、審査の期間の目標を定めることとした。</li> <li>・ 審査の期間の目標は、目標の達成状況等を踏まえて3年ごとに見直しを行っている。平成29～令和元年においては「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させる」という目標を定めていたが、令和2～4年についても、事件の処理の状況等にかんがみ、引き続き同様の目標を定めることとした。</li> <li>・ なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも暦年の数値を計上している。</li> <li>(参考)平成27年実績:576日、平成28年実績:546日</li> </ul>			
3	労使関係セミナーにおける受講者の満足度(「大変参考になった」「参考にならなかった」)の割合(アウトカム)		85%	毎年度				85%	85%	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
								94%		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労使紛争未然防止や早期解決を図るとともに、紛争解決をサポートする労働委員会について、理解を深めていただくことを目的として開催している「労使関係セミナー」の受講者満足度を令和2年度より設定。</li> <li>・ 令和3年度の目標は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の実施結果を除き、平成29年度～令和元年度(3年度間)のアンケート結果から、令和2年度に引き続き85%とする。</li> <li>(参考)令和2年度実績94%は、分母:アンケート回答者(124人)、分子:高評価(116人)から算出したもの。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、開催中止の他、開催時間の短縮、定員の大枠な縮減等の措置を講じて実施したものである。</li> </ul>			
(参考指標)					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
4	事業所での労使コミュニケーションの良好度が「非常に良い」と認識している労働組合に加入している労働者の割合				—	—	72%	—		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
										<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の労働者が、事業所での労使コミュニケーションがどの程度良好であるかの認識を確認することは、労使関係の安定を図る一定の指標となる。</li> <li>・ このことから、中期的な労使関係の状況を示す数値として、測定指標1の数値(使用者側の認識)と、同じ調査・同じ時点における労働者側の認識を参考指標として設定することとする。</li> <li>(参考1)労使関係総合調査(労働組合実態調査)中、労使コミュニケーション調査</li> <li>(参考2)平成21年度実績:55%、平成26年度実績:56%</li> </ul>			

達成手段1		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号		
(1)	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費 (平成20年度)	348百万円	306百万円	300百万円	1,2,3	労働者の団結権等の保護及び集団的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。 本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が進み、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。			
		314百万円	234百万円						
(2)	国際労働関係事業 (平成14年度)	411百万円	411百万円	391百万円	1	国際労働関係事業は発展途上国を中心とした日系企業の進出の多い国又は今後進出が見込まれる国並びに我が国に進出する外資系企業の関係国から労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労使関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせるものである。 また、我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、我が国の労使関係法制、労働事情、労使関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせている。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。日本企業の海外進出及び外資系企業の日本進出は年々増加しており、本事業を通じて我が国の集団的労使関係の普及を行うことは、安定した労使関係の形成に寄与すると考えている。 本事業の大部分は諸外国に対する技術協力の一環としてODA事業とされている。			
		403百万円	404百万円						
施策の予算額(千円)		令和元年度		令和2年度		令和3年度	政策評価実施時期 平成29年度 令和4年度		
施策の執行額(千円)		758,725		716,846		690,281			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所) —			